

1 普通定期保険(R04) (新普通定期保険)

契約の目的	●比較的小さい保険料で、万が一の保障(死亡保障)を得られるシンプルな保険です。 ●掛け捨てタイプの保険で、満期保険金の支払いはありません。
商品の特長 *①	●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 ●「各種特約」*②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

●しくみ図

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



(注) 保障は保障(責任)開始の日*⑤から開始します。



ご注意

- 契約者貸付制度の利用はできません。
- 保険金の倍額支払の制度はありません。

*①しおり30P参照…「基本契約の保障内容」

*②しおり31P参照…「特約の保障内容」

*③しおり64P参照…「契約者配当金」

*④しおり22P参照…「契約の更新(更新制度)」

*⑤しおり14P参照…「契約の保障(責任)の開始と契約日」

2 契約の更新(更新制度)



保険期間が満了する原則2週間前までに、ご契約者から更新する旨の申し出があった場合、現在ご加入いただいているご契約(更新前契約)と同じ保険種類、かつ、同額以下の保険金額であれば、健康状態などの告知をせずに保障を継続することができます。この場合、保険期間の満了日の翌日が更新日となります。

●更新制度の詳細については、下表のとおりです。

更新後の保険金額など	●更新前契約と同じ保険種類、かつ、同額以下の保険金額であれば、契約の更新ができます。 加入限度額の範囲内で取り扱いますので、更新時の被保険者の加入状況および年齢によっては更新ができない場合や保険金額を減額することで更新できる場合があります。 詳しくは、「保険金の加入限度額」(12ページ)をご覧ください。 〈更新ができない例〉 〈保険金額を減額することで更新できる例〉 ●更新を申し出る基本契約に付加されている特約の全部または一部を更新しないこともできます。 ●次の事項については、更新の申し出の際に、変更することができます。 ・基本契約および特約の保険金額の減額(※) ・保険期間の変更(※) ・保険金受取人、指定代理請求人、契約者代理人および「登録ご家族」の変更 (※)更新日時点での新規加入時の要件の範囲内となります。
更新後の保険料	●更新後の第1回保険料は、「払込時期」内に払い込んでください※①。 ●更新後の第1回保険料の「払込猶予期間」内に保険料の払い込みがないときは、更新の申し出はなかったものとします※①。 ●更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率により更新の都度、再計算します。したがって、更新前後で保険金額の変更がなかった場合、更新後の保険料は、通常、更新前の保険料に比べて高くなります。
更新ができない場合	●次のいずれかに該当する場合などは、更新することができません。 ①更新時に更新前と同じ基本契約または特約を取り扱っていないとき(ただし、当社所定の基本契約または特約に更新できる場合があります。) ②更新日における被保険者の加入年齢が、当社の定める範囲を超えるとき ③更新を申し出た基本契約または特約が締結されないとき ④更新後の基本契約または特約の基準保険金額が、更新日における当社の定める最低保険金額に満たないとき ⑤基本契約または特約の保険金額が加入限度額を超えるとき ⑥更新日において、保険料払込期間満了までの保険料が払い込まれていないとき

その他留意点

- 被保険者の健康状態にかかわらず、更新時の「質問表(告知書)」の提出は不要です。
- 更新後の基本契約および特約については、更新日における普通保険約款、特約条項および特則条項が適用されます。
- 更新後の特約(無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を除く)の保険期間は、更新した特約が付加された基本契約の保険期間と同じです。
- 更新後の特約(無配当先進医療特約(無解約返戻金型)を除く)の保険料払込期間は、更新した特約が付加された基本契約の保険料払込期間と同じです。
- 更新前契約の保険料が払込免除となっている場合、保険期間の満了日の原則2週間前までにご契約者から更新しない旨の申し出がない限り、当社は、更新する旨の申し出があったものとして、契約を更新します(更新後の契約も払込免除となります)。
- 更新後契約において、保険金のお支払いや保険料の払込免除などに関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとみなして取り扱います。

<例>

- 更新後の特約の支払限度は、更新前の特約で支払われた特約保険金の支払額・入院一時金の支払回数などを通算します。

●更新しくみ図(例)

基本契約：新普通定期保険

特約：無配当総合医療特約(R04)の場合

更新前のご契約

契約日
4/1

新普通定期保険(※1)
1,000万円
(基準保険金額)

無配当総合医療特約(R04)
1,000万円
(特約基準保険金額)

更新の申し出
(満了日の原則
2週間前までです。)

満了日
3/31

更新

更新後のご契約

更新日
(満了日の翌日)
4/1

新普通定期保険
1,000万円以下(※2)
(基準保険金額)

無配当総合医療特約(R04)
1,000万円以下(※2)
(特約基準保険金額)

満了日
3/31

ご希望の場合は、更新の申し出により保障を継続することができます。更新する旨の申し出がなかった場合、保障は終了します。

(※1) 保険期間が満了したときに、契約者配当金がある場合は、お支払いします。

(※2) 基本契約および特約の保険金額を減額して更新することもできます。

⚠️ ご注意

- 保険金などの請求状況によっては更新できない場合があります(例:更新前の特約が支払限度に達した場合は、更新できません。)
- 請求していない保険金などがないか、更新前にご確認ください。
- ご契約を更新された場合、ご契約者に新たな契約内容案内書(保険証券)を交付しますので、大切に保管してください。
- 保険期間が満了する2週間前までに更新する旨の申し出ができなかった場合を含め、更新の手続きについて不明な点が生じた場合は、担当者か、最寄りの郵便局、かんぽ生命の支店またはかんぽコールセンター(☎0120-552-950)にお問い合わせください。なお、保険期間満了後に更新する旨の申し出があった場合、更新することができません。

3 無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の自動更新

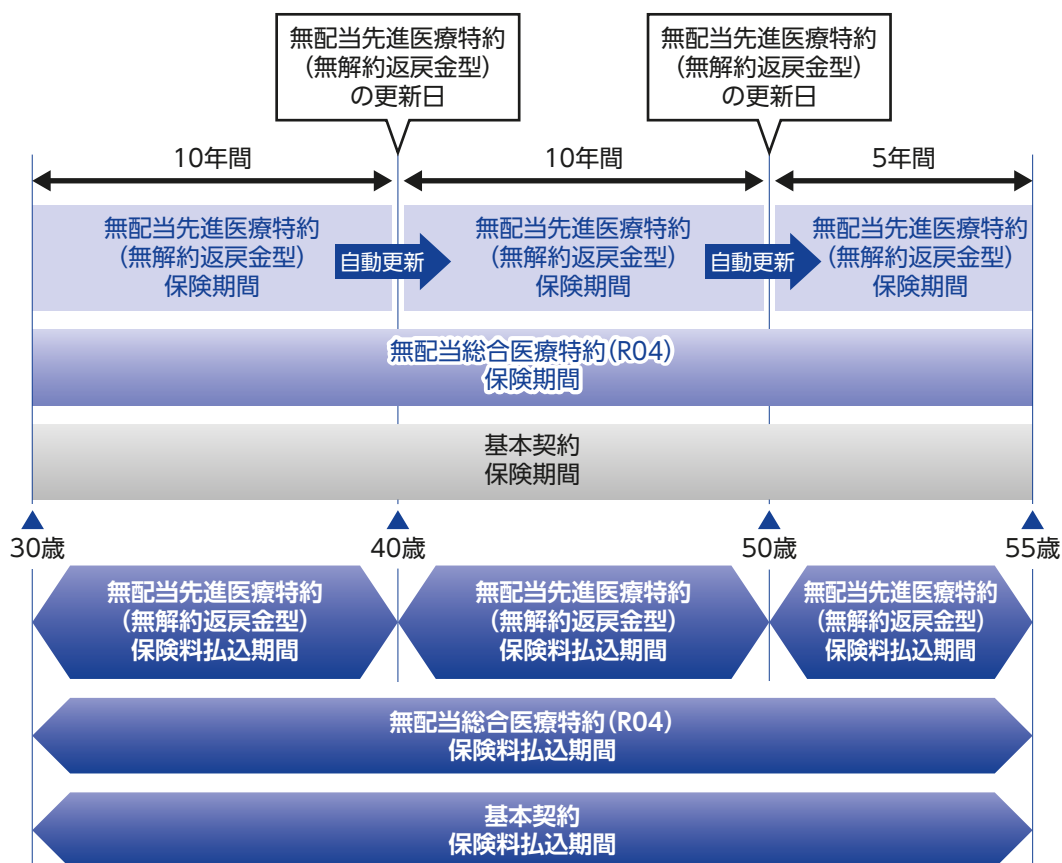
無配当先進医療特約（無解約返戻金型）は保険期間10年の更新型です。この特約の保険期間が満了する場合、当社所定の条件を満たせば、ご契約者から更新しない旨の申し出がない限り、保険期間の満了日の翌日を更新日として自動更新します※①。

※この特約の保険期間満了と同時に基本契約の保険期間が満了する場合は、この特約の自動更新はありません。

●無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の自動更新の詳細については、下表のとおりです。

保険期間	●更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の保険期間は10年とします。 ただし、更新後のこの特約の保険期間の満了日が基本契約の保険期間の満了日を超えるときは、基本契約の保険期間の満了までの期間となります。
保険料	●更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料は、「払込時期」内に基本契約の保険料と合わせて払い込んでください。この特約と合わせて払い込むべき基本契約または他の特約の保険料がないときは、更新後のこの特約の保険料払込期間満了までの特約保険料は一括して前納払込み※②する必要があります。 ●更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の第1回特約保険料の「払込猶予期間」内に特約保険料の払い込みがないときは、「払込猶予期間」の最終日の翌日にこの特約を解除※③します。 ●更新後の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の特約保険料は、更新時の年齢・保険料率によって計算されます。多くの場合、更新後の特約保険料は更新前の特約保険料と異なります。
その他留意点	●更新時に「質問表（告知書）」の提出は不要です（被保険者の健康状態にかかわらず自動更新します。）。 ●無配当先進医療特約（無解約返戻金型）には、更新時におけるこの特約の特約条項が適用されます。 ●更新時に当社が無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、ご契約者からこの特約を更新しない旨の申し出がない限り、この特約に代えて同種の当社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。 ●先進医療保険金の支払いなどについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。 <例> ○更新前に生じた病気や「不慮の事故」でのケガを原因とする場合、更新前の無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の保障（責任）開始時以後に生じていれば、更新後に受けた療養についても先進医療保険金を支払います。 ○先進医療保険金の支払限度は300万円であり、更新前に支払われた先進医療保険金の額も通算します。 ○更新前に無配当先進医療特約（無解約返戻金型）の特約保険料が払込免除となっていた場合は、更新後の特約保険料も払込免除となります。

新普通定期保険(30歳加入、55歳満了)



注意

- 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新をご希望されない場合は、この特約の保険期間の満了日の2カ月前までにその旨をお申し出ください。
- 契約が失効中のまま、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保険期間が満了を迎えた場合、基本契約の保険期間中であっても、無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の更新や復活はできません。

*①約款参照……………先進(無解返)「第42条」

*②しおり53P参照…「保険料の前納払込み」

*③しおり54P参照…「保険料の払込猶予期間・契約の失効など」